

## 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書

私たちは、子どもたち一人一人が大切にされ、豊かな人間関係の中で教育が行われることが、保護者・地域住民をはじめ、教育に関わる全ての人々の共通する願いであると考えます。

そのためには、教育条件整備の教育予算の確保が不可欠です。

その1つである35人以下学級編制については、昨年度義務教育標準法が改正され、小学校1年生の基礎定数化が図られたものの今年度小学校2年生については、加配措置に留まっています。

県内では、小学校3年生での少人数学級の効果検証が始まっており、今後35人以下学級の着実な実行が重要な状況となっています。

日本は、OECD加盟諸国(28か国)に比べても1学級当たりの児童生徒数が多く、一人一人の子どもに丁寧な対応をするためには、1クラスの学級人数を引き下げる必要があります。

文部科学省が、2010年に実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中学校の望ましい学級規模」として「26人~30人」を挙げています。

このことから保護者も30人以下学級を望んでいることが明らかになっています。

また、社会状況等の変化により、学校が一人一人の子どもに対するきめ細かな対応が必要となっていますし、今年度から新しい学習指導要領が中学校でも本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。さらに不登校、いじめ等生徒指導の課題が深刻化するとともに日本語指導などの特別な支援を必要とする子どもの増加や障がいのある児童生徒への対応等も課題となっています。

こうしたことから学級規模縮減以外の様々な定数改善も必要となってきています。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかしながら、教育予算については、GDP(国民総生産)に占める教育費の割合は、OECD加盟国中、日本は最下位となっています。その要因に2006年度からの三位一体改革で義務教育国庫負担制度の国負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられたことやそのため、自治体財政への圧迫や臨時教職員の増加などに見られるように教育条件の格差も生じています。

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要であり、「教育は未来への先行投資」であることが、多くの国民の共通認識となっております。

子どもたちが、どこに住んでいても教育の機会均等が担保され、教育水準が維持・向上されるように次の事項を実現されることを強く要望します。

### 記

1. 少人数学級を推進すること。その際の学級規模はOECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下とすること。
2. 教育の機会均等と水準の維持・向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月20日

新潟県村上市議会

提出先

内閣総理大臣

内閣官房長官

財務大臣

文部科学大臣

総務大臣